# フリーランスに関する政府の方針

- ○「経済財政運営と改革の基本方針 2021 日本の未来を拓く4つの原動力 ~グリーン、デジタル、活力ある地方創り、少子化対策~」 (骨太方針 2021)(令和3年6月18日)(抄)
  - 第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉 ~ 4 つの原動力と基盤づくり~
    - 5.4つの原動力を支える基盤づくり
    - (5)多様な働き方の実現に向けた働き方改革の実践、リカレント教育の充実 (フェーズ の働き方改革、企業組織の変革)
      - ・・・(中略)・・・また、フリーランスについて、ガイドライン <sup>1</sup>を踏まえ、関係法令 <sup>2</sup>の適切な適用等を行うとともに、事業者との取引について書面での契約のルール化などを検討する。これらの取組により、多様で柔軟な働き方を選択でき、安心して働ける環境を整備する。・・(以下、略)
        - 1 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するガイドライン」 (令和3年3月26日内閣官房、公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省)。
        - 2 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) 下請代金支払遅延等防止法(昭和31年法律第120号) 労働関係法令。
- ○成長戦略実行計画(令和3年6月18日)(抄)
  - 第5章 「人」への投資の強化
    - 1.フリーランス保護制度の在り方

実態調査 によると、取引先とのトラブルを経験したことがあるフリーランスのうち、そもそも書面・電子メールが交付されていない者や、交付されていても取引条件が十分に明記されていなかった者が6割となっている。こうした状況を改善し、フリーランスとして安心して働ける環境を整備するため、事業者とフリーランスの取引について、書面での契約のルール化など、法制面の措置を検討する。フリーランスのセーフティーネットについて検討する。

フリーランス実態調査結果(令和2年5月 内閣官房日本経済再生総合事務局)p18

## ○成長戦略フォローアップ (令和3年6月18日)(抄)

#### 4.「人」への投資の強化

### (1)フリーランス保護制度の在り方

成長戦略実行計画に基づき、同計画に記載する施策のほか、以下の具体的施策 を講ずる。

・フリーランスについては、多様な働き方の拡大、ギグエコノミーの拡大による高齢者雇用の拡大、健康寿命の延伸、社会保障の支え手・働き手の増加などの観点からも、個人がフリーランスを選択できる環境を整える必要がある。このため、事業者とフリーランスとの取引に関して、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法、労働関係法令の適用関係及びこれらに基づく問題行為を明確化した一覧性のあるガイドラインについて、その内容を分かりやすく紹介したリーフレット等によりフリーランス等へ周知するとともに、取引に関するトラブル等について丁寧な相談対応を実施する。その上で、発注事業者とフリーランスとの取引におけるトラブルに迅速に対応できるよう、独占禁止法や下請代金支払遅延等防止法に基づく執行体制を充実する。

また、2021年3月にガイドラインの内容を下請振興法に基づく振興基準に反映したことを踏まえ、業所管省庁が業種別の下請ガイドラインを改定し、これに基づいて執行を強化する。

・ さらに、2021 年 4 月 1 日から対象範囲の一部拡大を行った労働者災害補償保 険の特別加入制度の更なる活用に向け、引き続き要望等を踏まえて対象範囲の 拡大の検討を行う。

#### 13. 地方創生

- (11)文化芸術資源を活用した経済活性化
  - )「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」の推進
  - ・ 文化芸術活動を通じた希望の灯が光り輝き続けるよう、アーティスト等の育成や発表の機会の確保、継続的な活動基盤の強化及び ICT を活用した鑑賞者獲得のための取組等を支援することで、コロナ禍の影響を受けた文化芸術関係団体等を支え、継続的な文化芸術の創造・発展・継承に必要な基盤を整備するとともに、2021 年度から新たにフリーランスの芸術家を含む文化芸術関係者の活動実態の把握や、事業環境の改善に向けた取組を進める。